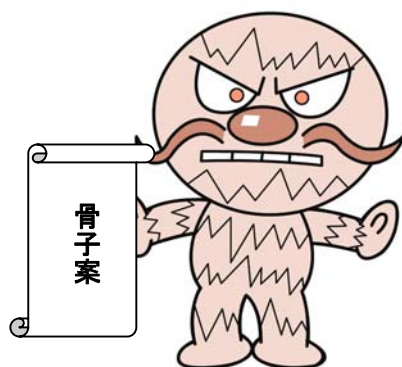


(案)

## 南海地震条例（仮称）の骨子案 （パブリックコメント用資料）

パブリックコメント期間：平成19年6月18日から7月31日まで



じしんまん

©やなせたかし

高 知 県

知事あいさつ

平成19年6月〇日

高知県知事 橋本 大二郎

\*\*\*\*\*

目次

・ あいさつ

1	条例の必要性等について	2
2	条例の基本的な考え方について	3
3	条例の特徴について	5
4	条例の骨子案の構成	7
5	条例の骨子案	8
6	骨子案での言葉の使い方	32
7	骨子案の用語の説明	33
8	骨子案の索引	43
9	これまでの検討状況とこれからの予定	44
10	参考資料	
	参考資料 1 南海地震対策における条例の位置づけについて	46
	参考資料 2 条例づくりのこれまでの経過	47
11	パブリックコメント手続について	49

## 1 条例の必要性等について

### [南海地震の災害の特性]

- (1) 土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、おおよそ 100 年から 150 年の間隔で発生しており、歴史的にも繰り返し高知県を襲い、その度に過去の教訓が生かされず大きな被害を受けてきました。
- (2) 政府の「地震調査委員会」は、2007 年 1 月 1 日を基準日と算定して、今後 30 年以内に南海地震が発生する確率を 50%程度、50 年以内では 80~90%と公表しています。
- (3) 「第 2 次高知県地震対策基礎調査（平成 16 年 3 月高知県作成）」によると、南海地震が発生した場合、高知県では、死傷者数約 20,400 人、全・半壊建物約 167,000 棟の甚大な被害が想定され、想定死者数約 9,600 人のうち、津波によるものが 7 割、揺れ（建物倒壊）によるものが 2 割、その他が火災や崖崩れによるものとされています。
- (4) 地震時には、沿岸に近い地域では震度 6 強（軟弱地盤の所では震度 7）から震度 6 弱、その他の地域でも震度 5 強の強い揺れが、約 100 秒間という非常に長い時間にわたって続くと想定されています。また、早いところで 3 分、遅くとも 30 分以内には、高知県の全沿岸域に津波が押し寄せ、その高さは 6~8 メートル、ところによっては 10 メートルを超える非常に高い津波高が想定されています。
- (5) こうした南海地震による揺れと津波が県内全域にわたって同時かつ多発の甚大な被害をもたらすとともに、県内外とのアクセスが寸断され、地域の孤立を招くと想定されます。

### [条例制定の背景]

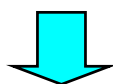
- (1) 人的被害を大きく軽減するためには、さまざまな対策の中でも、県民自身による建物の耐震化や家具の転倒防止対策、県民自らの判断による津波等からの迅速な避難など、自らの命は自らで守る「自助の取組」さらには、各地域での支え合い・助け合いによる避難・救助活動や、外部からの支援を得ることができるまでの間、自立して地域の力で生き延びるなどの「共助の取組」を進めていくことが不可欠です。
- (2) こうした県民や地域、事業者の主体的な自助、共助の取組を進めるためには、行政としての役割の「公助」として、積極的な支援が必要です。このため、高知県では、平成 15 年度から南海地震対策を県政の重要課題の一つに位置付け、その充実に努めています。
- (3) しかしながら、現状では、自主防災組織の立ち上げや建物の耐震化、事業者の防災対策などは、一部の県民や地域、事業者にとどまっています。このことは、平成 16 年に実施した県民意識調査において、高知県と同様に東南海・南海地震で甚大な被害が予想される三重県、和歌山県、徳島県より南海地震への関心や、家具の固定、防災訓練への参加などの意識や備えの行動などが低いという結果からも言えます。

### [条例の必要性]

- (1) 県内で 679 人の死者・行方不明者を出した昭和の南海地震が発生して 60 年余りが経過し、次第に、震災の記憶や教訓などが風化していくなかで、次の南海地震は、今世紀前半にも発生するといわれており、県民一人一人が南海地震に向き合って、できることから取

り組み、地域の防災力を高めておく必要があります。

- (2) 災害対策基本法に基づいて策定する地域防災計画は、その性格上、行政や防災関係機関などの公助自らの取組として必要な対策が中心となっており、南海地震の被害を軽減するために重要な自助や共助の役割を明らかにするためには、県、県民、事業者等のお互いの役割を認識し、連携していくためのルールを広く県民の皆様からご意見をお聞きする過程を経て、法規範（条例）という形で作成することが望まれます。（参考資料1 南海地震対策における条例の位置づけ）
- (3) 県民、事業者、市町村等防災関係機関と県が、南海地震対策における基本となる考え方（基本理念）や基本理念に基づき取り組むべき施策の方向性を共有するとともに、お互いの役割や責任を認識し、それぞれが役割を分担しながら、連携して取組を進めることが必要です。



そのよりどころ（行動規範）となり、長期的な取組を法的に担保する条例を定める必要があると考えています。

## 2 条例の基本的な考え方について

この骨子案の第1章第1の「趣旨」では、この条例の目的を「県民の生命、身体、財産を守る」ことであると規定しています。

その目的のためには、地震時に適切な避難行動等がとられ（第2章第2の2、第3章第1、第4章第1、第5章第1）、震災後の応急（第6章）、復旧（第7章）、復興（第8章）への対応が迅速に行われる必要があります。

そのためには、事前に、自助・共助・公助の役割分担と連携がなされるとともに、南海地震に関する正しい知識が習得され、備えの行動に移されることが前提になればいけません（第2章以下の各規定）。

そして、南海地震への「取組の輪を広げ」、「地震への備えを習慣」とし、生活、仕事、教育の中に防災文化として根付かせていく（第1章第3（5））ことで、「震災に強い地域社会の実現」を目指そうとしています。

この骨子案の各規定の基礎には、「減災は可能」であり、そのためには「予防や準備が重要」であるということ、そして「自助」「共助」を基本とした取組が重要（第1章第3の（2）から（4）まで）であること、「取組を継続させるための仕組みが重要」（第9章、第10章）であるという三つの考えがあります。

南海地震対策は、広範多岐にわたりますので、条例に何を盛り込み、盛り込まないかを選択する必要があります。

条例に盛り込む内容としては、この条例の趣旨や基本理念を実現するため、

「県民の皆様生命に関わること。」

「県、県民、事業者等との役割分担や連携に関すること。」

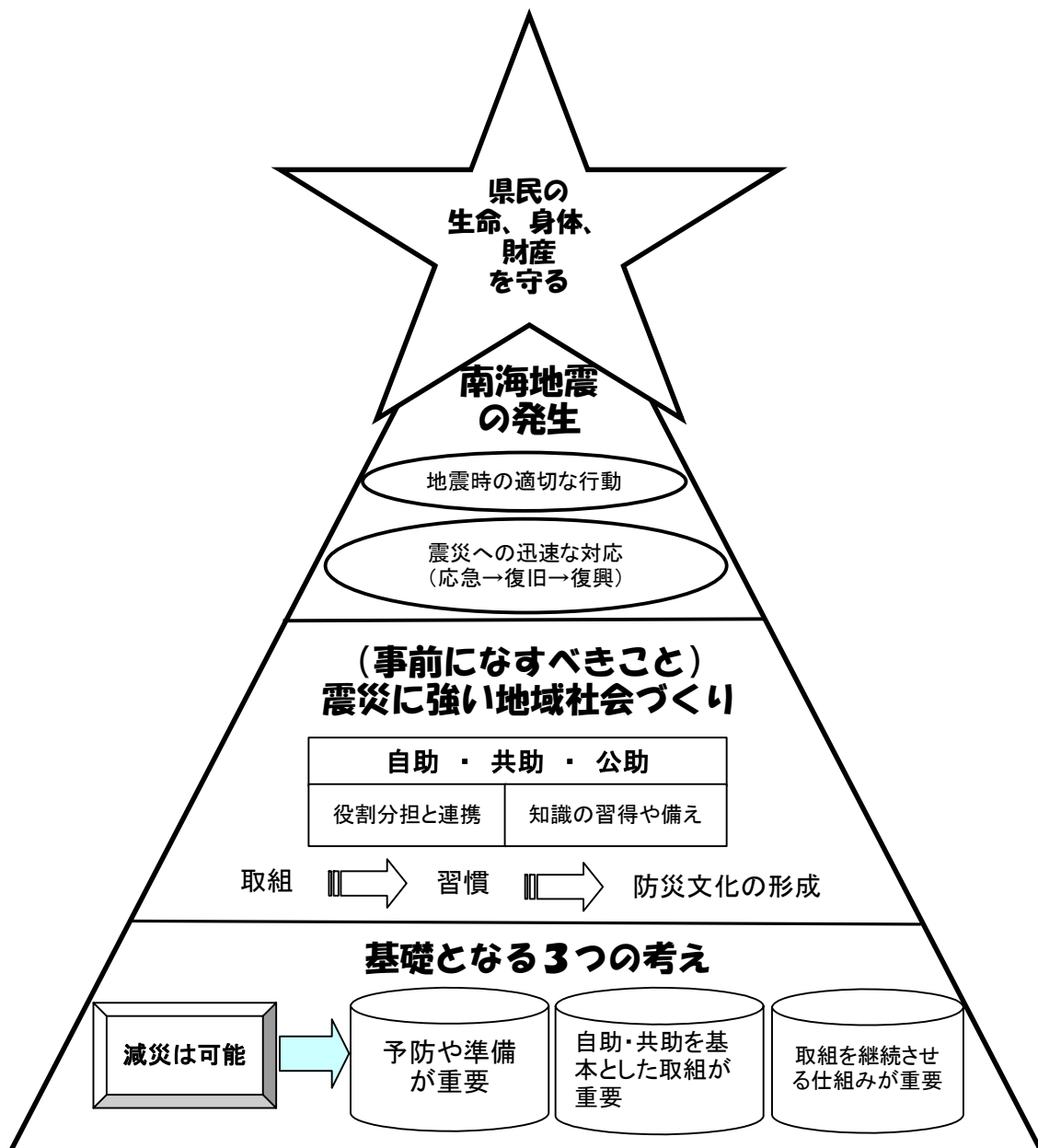
「県民の皆様、事業者等に必要性や仕組みについて理解を求めるもの」

「県民の皆様、事業者等に守っていただきたいこと。」

の四つの視点を重視しました。

また、この条例は、現時点における県、県民、事業者、地域等の南海地震への取組状況、  
国、研究者等の知見や震災事例からの教訓などを踏まえて、重点的に取り組んでいく必要  
がある内容を盛り込むことにしました。

[図]



### 3 条例の特徴について

#### (1) 総合的な条例に

被害を少なくするためには、事前の予防や準備が何よりも大事で、地震に対する意識や備えの違いが被害の出方に直接結びつくと言われていています。一方で、南海地震が発生した場合には、被害の拡大を防ぎ、被災から少しでも早く、被災者の生活や産業、都市基盤などを再建する必要があります。

このため、この条例では、予防に重点を置きながらも、地震発生後の応急・復旧・復興の対策についても対象とし、取組の目標となる理念や、理念を実現するための制度（仕組み）なども盛り込んだ総合的な条例としています。

#### (2) 役割分担を明らかに

南海地震対策を進めるためには、県、県民、事業者、自主防災組織などが、どういう役割を担うかを明らかにする必要があります。その役割は、予防、応急、復旧、復興といった時間軸や建物の耐震化、津波避難、応急救助といった個別の対策でも、違ってきます。

例えば、自宅の耐震化では、事前には、県民自らは、耐震診断や耐震補強を行い、行政はその取組が進むよう、費用を助成するなどの支援をしています。一方、地震発生後には、行政は、被災した建物について二次災害の危険性を判定する応急危険度判定を行い、県民はそれに協力するといったように、役割が変化してきます。

このため、この条例では、それぞれの時間軸や個別の対策のなかで、県、県民、事業者、自主防災組織などがどういう役割を果たすのかを、明らかにし、また、それぞれの連携についても定めています。

#### (3) 条例の構成を災害事象ごとに

被害を少なくするためには、何よりも、事前の予防や準備が大事ですが、そのためには、地震発生時や地震発生後に、自らの身にどういう災害が降りかかるか、また、どのような困難なことが起こるのかなどが理解できないと、いくら事前の予防や準備の必要性を呼び掛けても、多くの方は、具体的な行動に移すことは難しいと思われます。

先行の6都県の地震条例では、予防、応急、復旧、復興といった時系列で構成されますが、この条例では、地震時や地震発生後に起こりうる災害や、不自由な生活をできるだけイメージし、こうしたことを減らすためには事前に何をしておく必要があるかを理解していただくために、主に、揺れ、津波、火災といった災害事象別に構成しています。そして、各災害事象に共通する取組として、南海地震対策の中で最も重要となる震災に強い人づくりや地域づくりについて第9章にまとめています。

#### (4) その他の特徴

この条例に、次のことを盛り込んでいる点がその他の特徴です。

- ① 様々な危険から身を守るための地震発生時に取るべき行動
- ② 人的被害の7割を占めると想定されている津波から逃げるための対策

- ③共助の主要な担い手としての自主防災組織の役割
- ④「支え合いのネットワーク」づくりを中心とした災害時要援護者への支援
- ⑤南海地震対策への理解と備えの充実を図るための南海地震対策推進週間の定め
- ⑥この条例に定める内容の実効性を高めるための高知県南海地震対策行動計画の作成

#### 4 条例の骨子案の構成



## 4 条例の構成

<b>第1章 総則</b> 第1 趣旨 第2 定義 第3 基本理念 第4 県民の責務 第5 事業者の責務 第6 県の責務 第7 市町村の役割
<b>第2章 揺れの被害から命を守る</b> 第1 既存建築物の耐震性の向上 第2 屋内における転倒等危険物の安全性の向上 第3 屋外における危険工作物等の安全性の向上 第4 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施 第5 公共土木施設等の震災予防対策
<b>第3章 大津波から逃げる</b> 第1 津波からの避難等 第2 津波避難計画の作成 第3 津波避難訓練の実施等 第4 津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備 第5 津波からの緊急避難場所と避難路の確保等 第6 津波避難に係る県が管理する施設の点検等
<b>第4章 火災から命を守る</b> 第1 出火や延焼の防止 第2 火災への備え
<b>第5章 土砂災害その他の危険から命を守る</b> 第1 土砂災害その他の危険からの避難 第2 危険な箇所の巡視等
<b>第6章 災害から命を救う</b> 第1 応急活動の実施 第2 自主防災組織等の救助活動 第3 緊急輸送の確保
<b>第7章 被災者の生活を支える</b> 第1 復旧活動の実施 第2 災害ボランティア活動への支援 第3 専門ボランティアの活用
<b>第8章 震災からの復興を進める</b> 第1 震災復興計画の作成 第2 震災復興対策の推進
<b>第9章 震災に強い人づくりや地域づくりを進める</b> <b>第1節 地域防災力の強化</b> 第1 県民の備え 第2 事業者の備え 第3 自主防災組織の活動の推進 第4 南海地震対策推進週間 <b>第2節 災害時要援護者への支援等</b> 第5 災害時要援護者への啓発と支援 第6 災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱い 第7 災害時要援護者が利用する施設の安全確保 <b>第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等</b> 第8 学校等における防災教育の推進 第9 県の広報や情報の提供 第10 人材の育成や活用
<b>第10章 南海地震対策を計画的に進める</b> 第1 行動計画の作成等

## 5 条例の骨子案

※この骨子案は、条例案という法令の形にする前のもので、できるだけ法令用語などを使わず、わかりやすく作成しています。今後、パブリックコメント手続により

寄せられる皆様からのご意見を踏まえて、骨子案を見直した後に、法令文にしてい  
くこととなります。

## 南海地震条例（案）の骨子案

### 第1章 総則

#### <第1章のあらまし>

総則には、第1にこの条例の「趣旨」を、第2にこの条例で頻繁に使用する用語の「定義」を規定し、第3にこの条例の全体に渡って貫く「基本理念」を規定しています。その基本理念に基づき、第4に「県民の責務」、第5に「事業者の責務」、第6に「県の責務」を、第7に「市町村の役割」を規定しています。以下に続く第2章から第10章までの規定は各論に当たり、この第1章で規定したことを実現するための具体的な役割分担や仕組みについて規定しています。

この総則では、生命、身体、財産に係る権利が守られるよう様々な立場の者が「自助」「共助」「公助」の役割を果たしながら、お互い連携して取り組んでいくことを基本理念として規定しています。また、お互いに広く呼びかけながら、全県的な運動として南海地震に対する取組の輪を広げ、地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化として根付かせていくことを基本理念の最後に掲げました。「習慣」となる取組をこの条例を契機に踏み出していただくこと、その取組を多くの方に広げていくこと、次の世代にこのことを伝えつづけることで「防災文化」を形成し、この100年から150年サイクルの大地震に備える地域社会づくりを目指そうとしています。

#### 第1 趣旨

この条例は、南海地震による災害（以下「震災」といいます。）から、県民の生命、身体、財産を守ることを目的に、予防から南海地震発生後の応急、復旧、復興までの総合的な対策（以下「南海地震対策」といいます。）を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割や責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会の実現を目指して、お互いに連携しながら南海地震対策を推進していくために必要な事項を定めるものです。

#### 第2 定義

この条例の骨子案において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ次のとおりです。

- (1) 防災関係機関 市町村、国、指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）や指定地方公共機関（同条第6号）
- (2) 事業者 県と防災関係機関以外の法人や事業を営む個人と公立の学校や保育所
- (3) 自主防災組織 災害から自分達の地域は自分達で守るという住民の自覚と連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織
- (4) 社会貢献活動団体 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動（宗教活動、政治活動、選挙活動、公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動を除く。）を継続的に行う法人その他の団体のうち自主防災組織を除く団体

- (5) 居住者等 居住する者、通勤通学する者、観光などで一時滞在する者や通過する者
- (6) 津波避難ビル等 津波から緊急に避難するための施設として、津波の浸水が予想される区域（以下「津波浸水予想区域」といいます。）内において、市町村が指定する堅固な中高層建築物等の人工構造物
- (7) 緊急避難場所 高台（津波の浸水のおそれのない高さに位置し、周辺住民が緊急に避難できる一定の広さのある場所）や津波避難ビル等
- (8) 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、地震が発生したときに特別な援護を必要とする者

### 第3 基本理念

震災に強い地域社会が実現されるよう、次に掲げる事項を基本理念として南海地震対策を実践的かつ効果的に推進しなければいけません。

- (1) 南海地震（以下「地震」といいます。）という大災害に遭っても、県民の生命、身体、財産に係る権利が守られるよう、県、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体、防災関係機関等さまざまな立場の者が、それぞれの役割の基に努力し、お互いが連携して取り組んでいくこと。
- (2) 県民は、生命、身体、財産に係る権利は自らで守らなければならないという自覚に基づき、そのために必要な備えや地震時に適切な行動を行う「自助」の取組を進めること。
- (3) 一人一人の生命、身体、財産に係る権利が守られるよう、地域を構成するさまざまな人々や団体が、日頃から連帯感を強め、支え合い、地震発生後にはお互いに助け合う「共助」の取組を進めること。特に、「共助」の主要な担い手として、地域の防災活動に組織的に取り組む自主防災組織の活動を活性化していくこと。
- (4) 県民、事業者、自主防災組織等の「自助」や「共助」の取組を、県、市町村等の「公助」が支援するとともに、県自らにおいても、社会基盤の整備、専門的な応急救助活動等の南海地震対策を進めること。
- (5) 震災から生命、身体、財産を守るため、県、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体、防災関係機関等が、一人一人ができることから取り組むことの必要性を広く呼びかけながら、取組の輪を広げ、全県的な運動として展開していき、地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせていくこと。

### 第4 県民の責務

- 1 県民は、震災から生命、身体、財産を自らで守るため、地震に関する知識の習得、必要な備え、自らの判断による危険の回避等を行うよう努めなければいけません。
- 2 県民は、日頃から支え合うとともに、自助の取組が行動に移されるようお互いに啓発し合い、地震が発生したときは助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うよう努め

なければいけません。

## 第5 事業者の責務

- 1 事業者は、その社会的責任を自覚し、事業活動や周辺の居住者等への被害を最小限に抑えるよう、あらかじめ自らが管理する施設、設備等の安全性の確保や震災への対応力の向上等に努めなければいけません。
- 2 事業者は、地震が発生したときは事業所内の人の生命や身体を守り、自らが管理する施設、設備等による周辺の居住者等への被害の拡大を防ぐとともに、震災後も自らの事業の継続に努めなければいけません。

## 第6 県の責務

- 1 県は、地震から県民の生命、身体、財産を守るため、組織と機能のすべてをあげ、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進します。
- 2 県は、市町村、国等の防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の「自助」や「共助」の取組の促進や継続のために必要な支援を行うとともに、防災力を高める人づくり、日頃から支え合う地域づくりやネットワークづくり等に努めます。

## 第7 市町村の役割

市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、他の防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、その市町村の住民の生命、身体、財産や地域を震災から守るための取組の推進に努めなければいけません。

## 第2章 揺れの被害から命を守る

### <第2章のあらまし>

県の被害想定(第2次高知県地震対策基礎調査 H16.3。以下「県の被害想定」と記載した箇

所は、この調査結果によるものです。)では、南海地震の揺れによる建物倒壊により、約1,800人の死者、約9,300人の負傷者が発生し、建物の被害は約31,200棟が全壊、約51,000棟が半壊すると想定されています(数字は地震発生を冬の午前5時と想定したものの)。

平成7年の阪神・淡路大震災でも、家屋、家具類等の倒壊によると思われる死者が全体の87.8%と非常に高い割合となりました(平成7年警察白書より)。建築物の耐震化は、地震対策の重要な要素だといえます。地震時火災で死亡した方の中には倒壊家屋から抜け出せなかった人もいます。また、避難所等で生活しているときに、健康状態が悪くなり病気で亡くなられた方もいますし、被災後、地域から引き離された生活で、孤独死を迎えた方もおります。すべては家を失うことが死へとつながっています。第3章に規定する津波についても、建築物から無事に脱出できることが避難の前提となります。

揺れによる被害をできるだけ少なくするよう、第1で「既存建築物の耐震性の向上」について規定し、引き続き余震による被害を防ぐため、第4で「被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施」について規定しています。また、建物が倒壊しない場合でも、室内で転倒又は落下した家具や電気製品の下敷きになったり、屋外でブロック塀の下敷きや割れたガラスによって被害を受けたりする危険が考えられますので、第2で「屋内における転倒等危険物の安全性の向上」を、第3で「屋外における危険工作物等の安全性の向上」を規定しています。

## 第1 既存建築物の耐震性の向上

- 1 既存建築物(昭和56年5月31日以前の耐震基準によって建築された建築物をいいます。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断を受け、その結果に応じて耐震化(耐震改修や建て替えを行うことにより、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。)を行うよう努めなければいけません。
- 2 県は、自らが所有する既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うよう努めます。この実施に当たっては、計画的な耐震化の推進と施設利用者等の理解を促進するため、耐震化の優先順位等を定めた県有建築物耐震化実施計画を作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。
- 3 県は、地震発生時に災害対応、医療救護、応急救助等の活動拠点や避難所として使用されるなどの重要な役割を担う建築物の所有者や管理者に対し、耐震診断の実施、診断結果の公表、計画的な耐震化の促進を求めます。
- 4 県は、市町村、国、建築業界団体等と連携して、既存建築物の耐震化の実態を把握するとともに、啓発の推進、相談体制の整備や耐震化に必要な支援に努めます。

## 第2 屋内における転倒等危険物の安全性の向上

- 1 県民や事業者は、地震発生時に屋内における自らや家族、事業所内の人の安全を確保し、迅速かつ円滑に避難するため、家具、電気製品等の転倒や落下する危険がある物や窓ガラス等の飛散する危険がある物(以下「転倒等危険物」といいます。)について、あらかじめ配置の見直し、転倒等の防止等の対策を行うよう努めなければいけません。

- 2 県民は、地震が発生したときは、落下物から頭を守るなどの自らの身を守るために必要な行動をとらなければいけません。
- 3 事業者は、地震が発生したときは、事業所内の人に対し、身を守るために必要な行動をとるよう促し、避難誘導を行うなどの事業所内の人々の安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。
- 4 県は、市町村、国、家具、電気製品、窓ガラス等の製造販売事業者、転倒防止器具の販売取り付け事業者等と連携して、屋内における転倒等危険物の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の推進に努めます。

### 第3 屋外における危険工作物等の安全性の向上

- 1 地震発生時にブロック塀、自動販売機等の転倒の危険がある物や窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下の危険がある物（以下「危険工作物等」といいます。）の所有者や管理者は、これらの危険工作物等が、屋外において歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないよう、あらかじめ、安全性を点検し、必要に応じて改修等を行うよう努めなければいけません。
- 2 県民は、地震発生時に危険工作物等の転倒や落下によって被害を受けることのないよう、日頃から、地域の危険箇所の把握に努めなければいけません。また、地震が発生したときは、危険工作物等から直ちに離れ、又は近づかないようにしなければいけません。
- 3 県は、市町村、国、ブロック塀、自動販売機等の施工事業者、設置事業者等と連携して、屋外における危険工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の推進に努めます。

### 第4 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施

- 1 県は、地震により被害を受けた建築物や宅地（以下「被災建築物等」といいます。）が余震によって倒壊すること等により発生する二次災害を防ぐため、地震が発生したときは、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定（以下「応急危険度判定」といいます。）の支援を行います。
- 2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるよう、市町村や国と連携して、あらかじめ、応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成や受け入れ体制の整備、判定資機材の確保などの実施体制の整備に努めます。
- 3 被災建築物等の所有者及び管理者は、地震が発生したときは、応急危険度判定に協力するとともに、判定結果に応じて、入居者や利用者の避難、当該建築物等の応急補強等を行うよう努めなければいけません。

### 第5 公共土木施設等の震災予防対策

県は、自らが管理する道路、橋梁、河川、海岸、港等の施設について、地震の揺れ、液状化等による被害を軽減し、その機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うよう努めます。

### 第3章 大津波から逃げる

#### <第3章のあらまし>

県の被害想定では、津波による死者が約7,000人、建物の被害は全壊約35,700棟、半壊約



11,800 棟と想定されています（数字は地震発生を冬の午前5時と想定したもの）。地震による死者のうち約7割が津波によるものと想定されていますが、津波からの避難意識を高めることで、死者を2分の1にできる（中央防災会議 第10回東南海、南海地震等に関する専門調査会）と言われています。

津波避難の原則は「強い揺れが収まったらすぐに」ですが、県民意識調査によるとその認識はまだ浸透していません。また、避難場所を確認している人は、津波浸水想定区域で約半数にとどまっています。また、過去の津波において、避難途中や津波避難後も津波浸水想定区域に戻り、津波の被害に遭う例が後を絶たないため、戻るタイミングについても正しい知識を徹底しておく必要があります。そこで、第1の「津波からの避難等」では、津波からの避難のためにとるべき行動について規定しています。

現在、住民の円滑な避難のために必要な情報（津波浸水想定区域の確認、津波の到達時間、避難対象区域、避難場所、避難路、災害時要援護者への避難の支援方法など）が盛り込まれた津波避難計画がその地域で自主防災組織を中心として作成されています。しかし、平成19年4月現在の作成率は32.7%にとどまっており、より一層の推進が必要です。そこで、第2の「津波避難計画の作成」では、これらの津波避難計画の作成を進めていくための規定をしています。

作成された津波避難計画の内容については、周知され、検証される必要があります。その手段が、津波避難訓練です。そこで、第3の「津波避難訓練の実施等」では、訓練の実施の結果、変更の必要があれば見直されるという仕組みについて規定しています。

津波避難の前提として、県民、事業者等が、津波についての正しい知識を持ち、津波浸水想定区域かどうか、緊急避難場所はどこかを知っている必要があります。そこで、第4の「津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備」では、津波の危険性を知らせるための情報や緊急避難場所を知らせるための情報に加え、津波発生を知らせるための情報を県民、事業者等が入手しやすいように環境を整備することについて規定しています。

安全な緊急避難場所や避難路の確保は、県民ニーズも高く、減災効果が高い項目です。そこで、第5の「津波からの緊急避難場所と避難路の確保等」では、そのために必要な対策を進め、緊急的かつ一時的な避難施設として、本来は避難施設として想定されていない施設（津波避難ビル等）も活用し、津波から生命を守る可能性の高い手段を少しでも多く確保していくことについても規定しています。

第6の「津波避難に係る県が管理する施設の点検等」において、津波から逃げる時間をかせぐためのハードの点検や改修、津波の浸入口となる箇所を減らすための陸こうや水門扉の管理について規定しています。

- 1 津波浸水予想区域の居住者等は、強い地震（震度5弱程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波予報の発表を待つことなく、自らの判断で高台などの津波の浸水のおそれがない場所に、原則自動車を使わず、直ちに避難しなければいけません。この場合において、津波浸水予想区域の居住者等は、津波警報や注意報が解除されるまで、津波からの避難を継続しなければいけません。

ん。

- 2 津波浸水予想区域外にいた者は、津波警報や注意報が解除されるまで、津波浸水予想区域へ立ち入ってははいけません。
- 3 津波浸水予想区域に居住する者、通勤通学する者等は、津波から迅速かつ円滑な避難ができるよう、あらかじめ緊急避難場所、避難路、避難の方法等について確認するよう努めなければいけません。
- 4 海岸附近又は河口附近にいる者は、津波からの避難意識を持つようにしなければいけません。

## 第2 津波避難計画の作成

- 1 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるように、市町村が作成する津波避難計画と内容の整合性をとりつつ、地域の緊急避難場所、避難路、避難の方法、津波浸水予想区域の範囲など津波からの避難に必要な情報を記載した計画（以下「地域の津波避難計画」といいます。）を市町村と協力して、作成しなければいけません。
- 2 津波浸水予想区域の居住者、事業者等は、自らが津波から避難する際の問題に向き合い、確実に避難する方法を確認するため、地域の津波避難計画の作成に参画するよう努めなければいけません。
- 3 県は、地域の津波避難計画の作成が促進されるよう、市町村と連携して、必要な情報の提供等の支援に努めます。

## 第3 津波避難訓練の実施等

- 1 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づき、開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫の下に、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。
- 2 自主防災組織は、津波からの避難訓練の結果を踏まえて、必要に応じてその地域の津波避難計画を見直さなければいけません。
- 3 津波浸水予想区域の事業者は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。この場合において、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。

## 第4 津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備

- 1 県は、県民、事業者等が、日頃から津波の危険を知り、地震発生時に迅速かつ円滑に避難できるように、市町村、国等と連携して、啓発を行うとともに、県民、事業者等が津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備に努めます。
- 2 津波避難に関する次の情報は、それぞれ次の手段で伝えます。
  - (1) 津波の危険性を知らせるための情報 津波浸水予想区域を示す標識、津波の碑等の津波注意を喚起する物、津波の特性、避難時の行動等の知識を伝える掲示物等

- (2) 緊急避難場所を知らせるための情報 緊急避難場所の標識とそこに誘導する標識等
- (3) 津波発生を知らせるための情報 緊急情報の放送施設、道路情報表示等

#### 第5 津波からの緊急避難場所と避難路の確保等

- 1 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村と連携して、緊急避難場所と避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進します。
- 2 県民、事業者等は、自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、自己の所有する土地や建築物が緊急避難場所や避難路として利用されることに協力するよう努めなければいけません。
- 3 緊急避難場所を利用する際、避難者は、他の避難者と協力して、秩序ある利用に努めなければいけません。

#### 第6 津波避難に係る県が管理する施設の点検等

- 1 県は、津波浸水予想区域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう支援するため、津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。
  - (1) 堤防、水門等の施設の機能を確保するため、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うこと。
  - (2) 津波の浸入を防ぐため、陸こうの常時閉鎖や支障のない高さまで水門扉を下げるなどの維持管理体制の整備をすること。
- 2 陸こうを利用する者は、陸こうが津波の浸入口とならないよう、利用後は閉鎖するよう努めなければいけません。

### 第4章 火災から命を守る

#### <第4章のあらまし>

県の被害想定では、火災による死者は約 800 人、負傷者は約 3,000 人、焼失する建物は約

14,000棟と想定されています（数字は地震発生を冬の午後6時と想定したもの）。

南海地震時には、同時に多くの場所で火災の発生が予想され、消防機関の対応が迅速に行われるとは限らないため、自分自身のみならず近隣の方の生命、身体及び財産を守ることに つながる消火や延焼の防止も、自ら又は他者と助け合っ て行う必要があります。そこで、第 1 の「出火や延焼の防止」では、地震発生時の火災の防止のためにとるべき行動について規定しています。

しかし、いざ火が出た場合、初期消火が肝心です。消火器は最も効果的な初期消火の道具です。また、火災の予防方法や火災からどう身を守るかなどの知識も併せて持つておく必要 があります。そこで、第2の「火災の備え」において、初期消火に必要な用具の設置等や火 災から身を守るために必要な知識の啓発について規定をしています。

また、消防法において、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店などは消防計画に基 づく消火、通報及び避難訓練の実施が義務づけられています。地域における防火訓練につ いては推進していく規定がありません。消防計画の作成を義務づけられていない事業者も当 然規定がありません。多くの県民には、消火器等の消火用資機材の使用の仕方について習熟 する機会がなかったため、その機会を増やす必要があります。そこで、自主防災組織、事業 者等の一定の組織をもったところに対して、防火訓練の実施に努めるよう規定し、個人は積 極的にそれに参加するように規定しています。

## 第1 出火や延焼の防止

- 1 県民、事業者等は、地震による火災の発生を防ぐため、地震が発生したときは、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、避難時に電流制限器(ブレーカー)により電流を遮断する等火災の発生を防ぐために必要な措置をとるよう努めなければいけません。
- 2 県民、事業者等は、火災が発生したときは、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、消火や延焼の防止に努めなければいけません。

## 第2 火災への備え

- 1 県民、事業者等は、消火器等の初期消火に必要な用具の設置と適正な管理に努めなければいけません。
- 2 県は、市町村、消防本部等と連携して、出火の防止、消火、避難等の火災から命を守るために取るべき行動や初期消火に必要な用具に関しての啓発に努めます。
- 3 自主防災組織、事業者等は、消火、通報、避難等の防火訓練を毎年行うよう努めなければいけません。
- 4 県民は、防火訓練に積極的に参加し、火災から命を守るために必要な知識や、消火器、可搬式動力ポンプ等の消火用資機材の使用方法や消火技術の習得に努めなければいけません。

## 第5章 土砂災害その他の危険から命を守る

### <第5章のあらまし>

地震後、降雨により土砂災害が増えるといわれていますが、実際兵庫県南部地震後の降雨

による土砂災害の数は、地震時の崩壊数を上回りました。1854年の安政南海地震の時には、余震が3年も引き続き起こったという記録が残っており、次の南海地震でも、本震で崩壊を免れた箇所が、引き続く余震で崩壊したり、一部崩壊した箇所が拡大するおそれも十分あります。

地震による大規模な土砂崩れで河川がせき止められ、上流の地域が水没したり、土石流となって下流の地域を襲ういわゆる「山津波」の危険もあります。過去の例では、1847年5月8日の善光寺地震の山津波や平成16年10月23日の新潟県中越地震の河道閉そくがあります。

その他の危険として、ため池の決壊等による洪水、堤防の決壊等による浸水、地盤沈下による浸水、液状化による建築物や土木構造物の倒壊等によってもたらされる危険などがあります。

地震後、余震情報、降雨の予報、河川水位の変化、地域の被害状況等に注意して、危険と判断すれば自主的に避難することが必要です。第1では「土砂災害その他の危険からの避難」として、どのような危険に注意しなければならないか規定するとともに、県民は、県、市町村等に危険がある旨を通報し、安全な場所に自主的に避難すべきことを規定しています。また、第2の「危険な箇所の巡視等」では、さらなる被害の拡大を防ぐため、県が市町村（居住者等に避難勧告や避難指示を出す権限は、市町村長にあります。）等と連携して、危険な箇所の巡視や点検を行い、居住者等への周知と立入禁止等の措置を行うことを規定しています。また、危険物を扱う施設の管理者が、施設点検や被害拡大の防止の措置を行うことについても規定しています。

## 第1 土砂災害その他の危険からの避難

1 県民は、地震時の揺れやその後の余震、降雨等による次の危険を察知したときは、直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、周辺の居住者等への危険の周知や、県、市町村等への通報に努めなければいけません。

### (1) 土砂災害

ア がけ崩れ、土石流、地すべり等

イ 河道閉そくによる上流の地域の水没及び河道閉そく部の決壊による土石流

### (2) 土砂災害の前兆現象

河川の濁りや流木の混在、河川の水位の異常、山鳴り、がけの亀裂、沢やわき水の濁りや水量の変化、地面のひび割れ等

### (3) その他の危険

ア ため池の破損、亀裂及び決壊による洪水

イ 堤防の破損、亀裂及び決壊による浸水

ウ 地盤沈下による浸水

エ 液状化による建築物や土木構造物の倒壊等

2 県民は、土砂災害その他の危険から自主的に避難できるよう、日頃から、自主防災組

織の取組などを通じて、土砂災害その他の危険に関する知識の習得や、地域の危険な箇所、避難所等の把握などに努めなければいけません。

- 3 県は、市町村、国等と連携して、あらかじめ県民の自主的な避難に関する啓発や情報の提供などに努めます。

## 第2 危険な箇所の巡視等

- 1 県は、地震が発生したときは、さらなる被害の拡大を防ぐため、市町村等と連携して、危険な箇所の巡視や点検（津波の危険が予想されるときは海岸や河川における巡視や点検を除きます。）を行い、被害が発生するおそれがあるときは、居住者等への周知と立入禁止等の措置を速やかに行うよう努めます。
- 2 危険物（この骨子案において、消防法上の危険物、毒物、劇物、火薬類、高圧ガス、水質汚濁性農薬等をいいます。第9章第2第1項第7号において同じ。）を扱う施設の管理者は、地震が発生したときは直ちに施設を点検し、施設に被害が発生している又は発生するおそれがあるときは、被害の拡大の防止の措置を速やかに行うとともに、関係機関への連絡や周辺の居住者等への周知を行わなければいけません。

## 第6章 災害から命を救う

### <第6章のあらまし>

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊や火災といった様々な現象が発生し、多くの死者や負

傷者が発生しました。人命を救うことは時間との闘いです。災害発生後 72 時間を過ぎると、生存した状態で救出されるケースが激減することから、早急な救助活動が求められます。家屋の倒壊、火災の発生、津波その他の被害が同時多発的に起こり、かつ、道路や通信が遮断されることから、公的な救助機関の活動は著しく制限されるとともに、対応能力を超えると思定されます。

そこで、第 1 の「応急活動の実施」では、制限された状況の中でより多くの人命を救うために、県による応急活動の実施と優先順位付けに関することを規定するとともに、第 2 の「自主防災組織等の救助活動」では、自主防災組織や事業者等による救助活動について規定し、第 3 では救出救助の際の「緊急輸送の確保」について規定しています。

## 第 1 応急活動の実施

- 1 県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難所の設置と運営、被災者への食料と飲料水の供給等の対策（以下「応急活動」といいます。）を行います。この場合において、より多くの人命を救う活動を最優先に行います。
- 2 県民は、一人でも多くの人命が救われるよう、医療救護活動においてトリアージ（医師等が、傷病者の緊急度や重症度により搬送や治療を行う優先順位をつけることをいいます。）に基づき、重症で緊急度が高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して搬送や治療がされることをあらかじめ理解するとともに、地震が発生したときは医師等の判断に従わなければいけません。
- 3 県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して応急活動に必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。
- 4 県は、地震発生時に迅速かつ的確に応急活動を行うため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、実践的な訓練を行うとともに、応急活動に必要な資機材、人員、土地等を確保するなど、応急活動体制の確立に努めます。

## 第 2 自主防災組織等の救助活動

- 1 自主防災組織、事業者等は、地震が発生したときは、倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送等（以下「救助活動」といいます。）を行うよう努めなければいけません。
- 2 自主防災組織、事業者等は、日頃から、救助活動のための資機材の整備と点検、救助活動に必要な知識や技術の習得に努めなければいけません。
- 3 県は、地震発生時に自主防災組織、事業者等が被災者の救助に当たることができるよう、防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。

## 第 3 緊急輸送の確保

- 1 県は、地震発生時に迅速な応急活動を実施するため、防災関係機関等と連携して、負傷者の搬送や応急活動に必要な人員と物資の陸路、海路、空路による輸送（以下「緊急

輸送」といいます。)の確保に努めます。

- 2 県民、事業者等は、緊急輸送などのために車両の通行規制が行われた道路では、規制に従わなければいけません。また、通行規制が行われていない道路であっても、救急車、消防車等の通行を妨げる可能性がある場合は、車両の使用を控えるよう努めなければいけません。
- 3 県は、緊急輸送を確保するため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ地震発生時の交通規制の遵守等に関する啓発を行うとともに、地震が発生したときは交通規制が行われる路線等の情報の周知に努めます。

## 第7章 被災者の生活を支える

### <第7章のあらまし>

地震発生直後から、被災者は不自由な生活を強いられます。県の被害想定では、最大



で約 26 万人の避難者が発生すると想定されています。その原因として、揺れ、津波、火災、土砂災害、地盤沈下による浸水被害その他によって自宅が被害を受け戻れないこと、水道や電気などのライフラインの途絶により自宅で暮らせないことなどが挙げられます。

そのため、被災者の生活ができるだけ早く安定するよう、第 1 には様々な面からの「復旧活動の実施」を規定しています。

また、阪神大震災において地震発生後最初の一ヶ月では一日平均約 2 万人のボランティアの方々が炊き出しや地域活動等で活躍し、また高知県においても '98 豪雨（平成 10 年）のときは延べ 10,000 人、西南豪雨（平成 13 年）のときには延べ 12,000 人と多くのボランティアの方が復旧作業に携わりました。

南海地震発生時においても、ボランティアの方々の活動が被災者にとって大きな助けになると思われることから、第 2 の「災害ボランティア活動への支援」では災害ボランティアセンターを立ち上げるなどボランティアを支援する団体を県が支援することを規定しています。

第 3 の「専門ボランティアの活用」では、復旧活動の量的な不足を補えるよう、あらかじめ専門的な知識や技術を有するボランティアの活用体制を整備することについて規定しています。

## 第 1 復旧活動の実施

- 1 県は、地震が発生したときは、早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、こころのケア、ライフライン（電気、通信、水道、ガスや下水道）や公共施設等の被災施設の復旧、災害廃棄物の撤去、学校教育の再開、社会秩序の維持等の対策（以下「復旧活動」といいます。）の実施に努めます。
- 2 県民は、防災関係機関等が行う復旧活動に協力するとともに、被災後の生活においては、お互いに支え合い、助け合うよう努めなければいけません。
- 3 県は、被災後できるだけ早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、復旧活動に必要な資機材、人員、土地等を確保するなど、復旧活動体制の確立に努めます。

## 第 2 災害ボランティア活動への支援

- 1 ボランティア活動の支援や調整を行う団体（以下「ボランティア支援団体」といいます。）は、地震発生後にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、あらかじめボランティアコーディネーターの育成やボランティアの受け入れ等必要な体制づくりを行うとともに、地震が発生したときはボランティア活動の支援や調整に努めるものとします。
- 2 県は、市町村と連携して、あらかじめボランティア支援団体の体制づくりを支援するとともに、地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援と連携に努めます。

### 第3 専門ボランティアの活用

県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア（県、市町村等が実施すべき復旧活動等のうち、人員の不足が見込まれる専門的な知識や技術を必要とする分野において、事前に登録し、地震が発生したときに県、市町村等と連携しながら活動するボランティアをいいます。）の活用体制を整備するとともに、地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。

## 第8章 震災からの復興を進める

### <第8章のあらまし>

阪神大震災の被災者に関する調査によると、被災したあと自分が被災者だと意識しな

くなるまで、非常に長い時間を要しており、16.9%の方は「現在も自分は被災者だと意識している」と答えています(平成17年生活復興調査 兵庫県)。

南海地震により県全体が大きな被害を受けるため、多くの高知県民も、同様に経済的・精神的な被害を長く引きずることが予想されます。

「復興」という言葉は、災害対策基本法でも使われており、地方公共団体の作成する防災の条例、計画、指針等にもよく使われていますが、復興とは何か、復旧や改良復旧と復興とはどう違うのか、という点については、必ずしも明確な答えがあるとは言えない状況です。

高知県の地域防災計画でも、「復興対策」が規定されていますが、現時点では復興に関する具体的な検討が進んでいませんので、被災後速やかに復興に着手するために、あらかじめ復興の方法などを検討し、地方公共団体、県民等が、復興とは何かということについて共通認識を持つておくことが大事です。また、被災後の復興に当たっては、県、県民、事業者等が協働して取り組む必要があります。

そこで、第1の「震災復興計画の作成」では、被災後に、震災復興計画を作成することや、速やかに作成するために、あらかじめ必要な対策を行うことなどを規定するとともに、第2の「震災復興対策の推進」では、震災復興計画に基づき、みんなで協働し、震災に強い人、コミュニティ、まちづくりを進め、着実な復興を進めることを規定しています。

## 第1 震災復興計画の作成

- 1 知事は、被災後、早期に県民の生活の再建や社会経済活動が再開できるよう、市町村長が作成する震災復興計画との整合性をとりつつ、速やかに震災復興計画を作成します。
- 2 知事は、震災復興計画の作成に当たっては、県民と合意形成を行うよう努めるとともに、県民が将来に希望をもって生活できるよう、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅と雇用の確保に重点を置くものとします。
- 3 県は、被災後速やかに復興に着手できるよう、あらかじめ、震災復興計画への県民参加、被災者の生活再建支援、都市基盤の再生、経済の復興等の方法を検討するなど、必要な対策の実施に努めます。

## 第2 震災復興対策の推進

- 1 県は、防災関係機関等が行う震災復興事業と調整しながら、震災復興計画に基づき、計画的に震災復興対策を推進します。
- 2 県、県民、事業者等は、復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むとともに、震災の経験や教訓を活かして、災害に強い人、コミュニティ、まちづくりに寄与するよう努めなければいけません。

### 第9章 震災に強い人づくりや地域づくりを進める

#### 第1節 地域防災力の強化

<第9章第1節のあらまし>

自らの生命、身体、財産を守るための備えをしている県民は、県民意識調査の結果を見て、もまだまだ少なく、多くの方が無防備であると言えます。南海地震の危険性の認識と自ら備えに向けて生活を改善しようとする意識が必要です。そこで、第1の「県民の備え」において、具体的に県民が取り組むべき備えについて規定しています。

また、第2の「事業者の備え」では、地震時事業所内の人の生命や身体を守り、地震後も事業を継続するため、具体的に事業者が取り組むべき備えについて規定しています。

さらに、南海地震が発生した時は、公的機関も被災し被災地全域に救助活動が行き渡らないことが予想されるため、地域での助け合いが必要になってきます。災害対策基本法においても、住民の責務として、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与することが規定されています。高知県での自主防災組織の組織率は40.6%（平成18年4月1日）と全国平均66.9%と比較しても低く、組織率の向上と自主防災組織の活動の活性化が課題です。そこで、第3の「自主防災組織の活動の推進」において、平時と震災時の自主防災組織の活動をいかにすべきか規定するとともに、その活動が活性化するための地域の活動団体等との連携を進め、また、県が市町村と連携して設立や中心的な役割を担う者の育成に支援することについて規定しています。

南海地震への備えや訓練が、全県的な運動として広がり、生活、仕事、教育の中で第1から第3までに規定した備えが取り込まれ、備えが習慣となるためには、「みんなで一斉に行おう」という動機付けが行われる週間を設置するのも手段のひとつです。

比較的認知度の高い国の「防災週間」に、南海地震対策の意味合いを重ねていくこととし、県民、事業者、自主防災組織等の取組のより一層の充実が図られるよう、第4として「南海地震対策推進週間」について規定しました。

## 第1 県民の備え

県民は、地震発生時に自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るため、知識の習得に努めるとともに、次の備えをするよう努めなければいけません。

- (1) 既存建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や補修
- (2) 危険工作物等の点検や改修、転倒等危険物の転倒等の防止
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理
- (4) 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備
- (5) 応急手当に関する知識と技術の習得
- (6) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄と医薬品の確保
- (7) 緊急避難場所と避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認
- (8) その他自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るために必要な備え

## 第2 事業者の備え

- 1 事業者は、地震発生時に事業所内の人の生命、身体を守り、周辺の居住者等への自らの施設、設備等による被害を最小限に抑え、事業の継続を行うため、次の備えをするよう努めなければいけません。

- (1) 既存建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や改修
  - (2) 危険工作物等の点検や改修、転倒等危険物の転倒等の防止
  - (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理
  - (4) 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備
  - (5) 食料、飲料水等の備蓄、医薬品等の確保と応急的な措置に必要な資機材等の整備
  - (6) 地震防災に関する体制整備、啓発、研修、訓練等の実施
  - (7) 木材、船舶等の流出、危険物の漏出等による人の生命、身体への被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理
  - (8) 事業継続計画の作成と必要な備え
  - (9) その他事業所内の人の生命、身体を守るために必要な備え
- 2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動と連携するよう努めるものとします。

### 第3 自主防災組織の活動の推進

- 1 県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するよう努めなければいけません。
- 2 自主防災組織は、地震発生時に地域の居住者等の安全を確保するため、市町村等と連携して、あらかじめ次の活動をするよう努めなければいけません。
  - (1) 防災知識の普及
  - (2) 発生の予想される被害、危険な箇所、緊急避難場所、避難所、避難路、通報先等の把握、防災マップの作成、地域の居住者等へのこれらの情報の周知
  - (3) 防災訓練の実施
  - (4) 防災用の資機材等の整備と点検
  - (5) 救助活動のための知識と技術の習得
  - (6) 災害時要援護者の把握と避難のための仕組みづくり
  - (7) 転倒等危険物の転倒等防止対策の推進
  - (8) その他被害の軽減のための活動
- 3 自主防災組織は、地震が発生したときは、市町村等と連携して、次の活動を行うよう努めなければいけません。
  - (1) 情報の収集と伝達
  - (2) 居住者等の避難誘導活動
  - (3) 出火の防止と初期消火
  - (4) 負傷者等の救助活動
  - (5) 安否確認
  - (6) 炊き出し等の給食給水活動
  - (7) 危険な箇所の把握
  - (8) その他必要な活動
- 4 自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、地域の事業者その他の

地域の活動団体と連携に努めるものとします。

- 5 県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立や活動に必要な支援をするとともに、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めます。

#### 第4 南海地震対策推進週間

- 1 県民、事業者、自主防災組織等の南海地震対策への理解を深め、備えの一層の充実が図られるよう、南海地震対策推進週間を設けます。
- 2 南海地震対策推進週間は8月30日から9月5日までとし、この週間に県、県民、事業者、自主防災組織等は、自らの南海地震への備えの点検と充実を図り、必要な訓練を行うよう努めるものとします。
- 3 県は、防災関係機関等と連携して、南海地震対策推進週間における県民、事業者、自主防災組織等の取組が実施されるよう支援します。

#### 第2節 災害時要援護者への支援等

<第9章第2節のあらまし>

突然の大規模災害では、自ら避難することができない、あるいは的確な情報が把握で

きない等の災害時要援護者（高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、地震が発生したときに特別な援護を必要とする者）が被害に遭いやすい傾向にあります。高知県内で市町村や県など行政機関が把握している災害時要援護者と思われる対象者は十数万人ほどいます。

このため災害時要援護者やその家族、平時支援をしている団体、災害時要援護者が利用する施設の設置者、支える地域がそれぞれの立場で、南海地震への備えを行っておく必要があります。

そこで、第5の「災害時要援護者への啓発と支援」では、災害時要援護者や家族への啓発と、災害時要援護者を地域で支え合うネットワークづくりを平時から進めていくことを規定し、第6の「災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱い」では、災害時要援護者と支援者は相互に支援のために必要な情報交換に努めるとともに、災害時要援護者から提供された個人情報に適正に取り扱われなければいけないことを規定しています。また、第7の「災害時要援護者が利用する施設の安全確保」では、施設の設置者に対して施設内の安全の確保と各種マニュアルの作成、訓練、サービスの早期再開に努めることを規定しています。

## 第5 災害時要援護者への啓発と支援

- 1 県は、災害時要援護者の安全や被災後の生活が守られるよう、市町村等と連携して、災害時要援護者や家族があらかじめ取り組むべき備えや地震時に取るべき行動等に関する啓発を行うとともに、災害時要援護者を地域で支え合うネットワーク（以下「支援ネットワーク」といいます。）づくりを促進するよう努めます。
- 2 近隣住民、自主防災組織その他の地域の活動団体、民生委員・児童委員、障害者等の団体、介護福祉関係事業者等の支援ネットワークを構成し災害時要援護者の支援を行う者（以下「支援者」といいます。）は、災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、生活支援等（以下「災害時要援護者支援」といいます。）の方法をあらかじめ定めるとともに、地震が発生したときは迅速に災害時要援護者支援を行うよう努めるものとします。
- 3 県は、地震が発生したときは、支援者、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者が必要とする情報を提供するとともに、災害時要援護者の生活面に配慮した応急活動や復旧活動の実施に努めます。

## 第6 災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱い

- 1 災害時要援護者は、日頃からの地域の防災活動等に自主的に参加するとともに、支援者に対し、支援が必要なことや必要とする支援の内容等、災害時要援護者支援に必要な情報をあらかじめ提供するよう努めるものとします。
- 2 支援者は、災害時要援護者支援が行えるよう、日頃から地域の災害時要援護者との情報交換や必要となる支援の内容の把握等に努めるものとします。
- 3 災害時要援護者から個人情報を提供された支援者は、当該情報を、災害時要援護者に係る個人情報保護に関する指針に基づき適正に取り扱わなければいけません。

## 第7 災害時要援護者が利用する施設の安全確保

障害者施設、高齢者施設、医療機関、学校その他の災害時要援護者が利用する施設の設置者は、地震発生時に利用者の避難誘導や応急復旧活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、利用者の特性を踏まえて地震に対する施設内の安全を確保するとともに、避難誘導や応急復旧活動に係るマニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練、地震発生後早期にサービスを再開するために必要な対策を行うよう努めなければいけません。

### 第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等

#### <第9章第3節のあらまし>

南海地震により、程度の差はありますが、ほぼ全ての県民が被害を受けると考えられます。



また、子どもたちの世代は南海地震に遭遇する可能性が高いといえます。高知県を襲う災害の中では最大級のものであり、被害をなくすことはできませんが、地震によって引き起こされる現象やそれに対する備えについて、正しい知識を持ち、適切に行動すれば、被害を小さくすることは十分可能です。

そのため、第8では「学校等における防災教育の推進」を、第9では「県の広報や情報の提供」によって防災知識の普及や防災活動の推進を図ることを規定するとともに、第10では地域や事業所における地域防災に係る活動に適切な助言や指導のできる「人材の育成や活用」について規定しています。

## 第8 学校等における防災教育の推進

- 1 学校や保育所の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生（以下「児童等」といいます。）が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時において自らの安全を確保できるよう、児童等の発達段階に応じた防災教育の実施に努めなければいけません。
- 2 学校や保育所の設置者や管理者は、防災教育の実施に当たっては、家庭や地域の協力を得て、地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施するよう努めるものとします。
- 3 県は、学校や保育所において、防災教育が推進されるよう、指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報提供等に努めます。

## 第9 県の広報や情報の提供

- 1 県は、県民、事業者等の防災知識の普及と防災活動の促進を図るため、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施、啓発、相談体制の整備に努めます。
- 2 県は、県民、事業者等が地震に対する備えや地震発生時の迅速かつ適切な行動が行えるよう、国、市町村等と連携して、あらかじめ揺れ、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、液状化、危険ため池等に関する情報の提供に努めます。

## 第10 人材の育成や活用

県は、市町村、社会貢献活動団体等と連携して、地域や事業所における地震防災に係る活動に適切な助言や指導ができる人材の育成や活用に努めます。

## 第10章 南海地震対策を計画的に進める

### <第10章のあらまし>

この条例ができたことだけで、南海地震から県民の命が助かるわけではありません。この

条例に書かれた役割分担に基づいて備えが行われてこそ、南海地震による被害を減らすことができます。

そのため、南海地震への備えのうち県の役割として行うべきものについて「高知県南海地震対策行動計画」を作成し、県民から意見を聴きながら、着実に対策を進めていくことを規定しています。

## 第1 行動計画の作成等

- 1 知事は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画（以下「行動計画」といいます。）を作成します。
- 2 行動計画には、次のことを定めます。
  - (1) 南海地震対策の基本的な方向
  - (2) 具体的な取組
  - (3) 達成すべき目標
  - (4) その他必要な事項
- 3 知事は、行動計画の作成に当たっては、県民参加の方法により県民から意見を聴き、反映するよう努めます。
- 4 知事は、行動計画に基づく対策の実施状況を、毎年、点検し公表します。また、実施の効果を検証し、必要に応じて行動計画の見直しを行います。

## 6 骨子案での言葉の使い方

骨子案においては、県民にとって親しみのもてる表現とするため、語尾を文語調や「である」調ではなく、「です・ます調」にしています。

また、使用する用語も、日常一般に使われているやさしい言葉、日常使い慣れている言葉、耳で聞いて意味の分かる言葉にするとともに、音読する言葉で意味が二通りにとれるものは避けています。

## ○語尾

		主語が県	主語が県民、事業者等
否定	法律上の権利又は能力がないことを表す（罰則規定は設けられない。）	～することができません	～することができません
不作為の義務づけ	（罰則を設けられることがある。）	～してはいけません	～してはいけません
一定の行為が可能	するかしないかの裁量権を与える場合と行為をする権利又は能力を与える場合がある。	～することができます	～することができます
一定の行為の義務づけ	裁量の余地を与えない場合	～します	～しなければいけません
弱い義務づけ	原則や方針を示す場合。（解釈として、合理的な理由があればしなくてもよいという意味も出てくるので、用い方に注意がいる。）	～します	～するものとします
努力義務	努力を強く求める場合	～努めます	～努めなければいけません
〃	そのように努力していくことを原則や方針とする場合	～努めます	～努めるものとします

## 7 骨子案の用語の説明

### ◆ 第1章

用語	説明文
----	-----

<p>(第7) 市町村の役割</p>	<p>平成11年7月の地方自治法の改正により、県の条例で、市町村に責務を負わせたり、<u>基本的に</u>新たな事務を生み出すことが記載できなくなったため、災害対策基本法に規定される範囲内で市町村の役割を記載しています。個別の対策では、市町村の役割が多くあるので、骨子案のなかでは、県との連携という形で記載しています。</p>
------------------------	---

◆ 第2章

用語	説明文
<p>(第1) 既存建築物</p>	<p>阪神・淡路大震災では、非常に多くの建物被害が発生しました。その被害の内容を見て見ますと、古い耐震基準によって建てられた建築物において大きな被害が出ています。平成15年の住宅土地統計調査によると、高知県内の住宅総数318,400棟のうち、43.4%に当たる138,300棟が昭和55年以前に建てられた建築物であり、全国における比率37.5%と比べると、高知県においては建築年度の古い建築物が多くなっています。</p> <p>1964年の新潟地震(M7.5)、1968年の十勝沖地震(M7.9)、1978年の宮城県沖地震(M7.4)などで大きな建物被害が出たことから、従来の耐震基準では不十分であることが明らかとなりました。このことから、(1)その建築物の使用に耐えうる期間中に数度遭遇する程度の地震(震度5強程度)に対しては、わずかな損傷にとどめる。(2)その建築物の使用に耐えうる期間中に一度遭遇するかも知れない地震(震度6強~7程度)に対しては、<u>建築物にある程度被害が出て</u>も、倒壊等を防止して死者が出ないようにする、という2点を目的として、昭和56年6月1日から新しい耐震設計法が規定され、現在まで数回の改正を経て適用されています。</p> <p>このことから、昭和56年5月31日以前の耐震基準によって建築された建築物を「既存建築物」と定義し、既存建築物の全ての所有者に対し、耐震化(地震の揺れにより建物が倒壊する危険性を把握することをいいます。)を受けることと耐震化(耐震改修や建て替えを行うことにより、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。)を実施することを努力義務として規定しています。</p> <p>また、新しい耐震基準で建てられた建築物でも、適切な管理を怠ったり、建築後年数が経過することによって耐震性能が低下することが考えられますので、第9章第1の(1)と第2の(1)において、「建築物の耐震性の維持のための点検や補修」をするよう努めなければならないと規定しています。</p>
<p>(第1) 避難所</p>	<p>家が倒壊したり、津波や火災で家を失ったり、余震により家が危険な場合や土砂災害その他の危険がある場合、電気・水道・ガスなどが止ま</p>

	<p>ったためなどの理由により、自分の家で生活できなくなった者を収容する施設をいいます。避難所には応急仮設住宅への入居待機所としての役割もあります。(津波に係る「緊急避難場所」とは、違う概念として区別しています。)</p>
<p><b>(第2・第3) 屋内・屋外の 危険物</b></p>	<p>地震の揺れによる被害は、建物倒壊だけではなく、建物の内外の人々に色々な被害をもたらします。</p> <p>建物内においては、多くの方が家具の転倒・落下やガラスなどによってけがをしています。特に津波が来襲する地域では、建物倒壊による圧死を免れても、家具の転倒やガラスの散乱によって足にけがをしたり、屋内における避難経路をふさがれたりすることによって津波からの避難ができなくなる可能性もあります。</p> <p>また、屋外においては、ブロック塀の倒壊やガラスの飛散落下によって死者やけが人が発生しています(昭和53年の宮城県沖地震や平成17年の福岡県西方沖地震でブロック塀の下敷きとなって死者が出ており、また平成17年の福岡県西方沖地震で福岡市中央区天神においてビルのガラスが飛散したことが知られています。)</p> <p>この屋内・屋外における危険物は、その大部分が<u>県民、事業者等の所有物</u>であるため、被害を防ぐには<u>県民、事業者等</u>による対策が必要となります。</p> <p>しかし、現状としては、家具等の固定をしていない県民は68.1%にのぼり、その<u>主な理由</u>としては、「<u>手間がかかるから</u>」、「<u>固定の方法が分からないから</u>」、「<u>固定しても被害は出ると思うから</u>」が挙げられています。また、自宅にブロック塀や石塀などがある方のうち、「<u>安全性について点検していない</u>」と答えたのは93.4%、その<u>主な理由</u>としては「<u>点検の方法が分からない</u>」「<u>点検しなくても安全だと思うから</u>」「<u>対策しても被害は防げないと思うから</u>」が挙げられています。</p>

<p>(第4) 応急危険度判定</p>	<p>一般に地震が起きるとその近くで最初の地震より小さな地震が続発します。最初の地震を本震、後続の地震を余震といいます。本震の発生により岩盤が不安定な状態になり、それを解消するために余震が発生すると考えられています。本震で倒壊を免れた建築物や擁壁等でも、応急対策をする前に余震が発生した場合には、倒壊等により人的被害をもたらす可能性があります。</p> <p>そのため、被災した建築物、擁壁、のり面等を調査し、余震等による二次災害の危険性を判定する「応急危険度判定」が実施されます。判定結果は、「危険」「要注意」「調査済」に分類され、その旨を記した張り紙を判定対象物の見やすい場所に表示します。<u>この判定結果には法的拘束力はありませんが、余震による二次災害を防ぐためにも、「危険」「要注意」と分類された建築物等には、応急補強等が済むまで立ち入らない、近寄らないことが大切です。</u></p> <p>また、応急危険度判定は専門の知識と技術を持った判定士によって行われますが、県内だけでは判定士の数が不足することが想定されるため、他見からの応援や、第7章第3に記載しています専門ボランティアの力もお借りして応急危険度判定を実施します。</p>
-------------------------	--

◆ 第3章

用語	説明文
<p>(第1) 津波の浸水が予想される区域</p>	<p>高知県では、津波の深さや到達時間などをまとめた浸水予測図（第二次高知県津波防災アセスメント補完調査）を平成17年5月に公表しています。</p> <p><u>この予測図は、津波の浸水が予想される市町村での津波避難計画や津波ハザードマップの作成のための基礎資料や、ハード整備における津波対策を検討するための参考資料とするために、作成したもので、各地域では、この予測図などをもとに、市町村と住民が現地踏査を行い、津波の浸水が予想される区域を把握し、津波避難計画を作成しています。</u></p> <p>高知県地震・防災課のホームページや、各市町村役場の「南海地震情報コーナー」でご覧いただけますが、南海地震時には、この予測を上回る津波が来る可能性があることも理解し、行動する必要があります。</p>
<p>(第1) 津波予報</p>	<p>気象庁が、津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報（津波注意）を 発表しています。</p> <p>南海地震は、早いところでは3分程度で津波の来襲が予想されますので津波予報を待たずに避難しなければいけません。</p>

	◆津波予報の種類			
	予報の種類		解説	発表される津波の高さ
	津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
		津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	
(第1) 原則自動車を使わず	<p>避難方法は、以下の理由から「原則自動車使わず」としています。</p> <p>① 家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができない恐れが高いこと。</p> <p>② 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の恐れがあること。</p> <p>③ 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げる恐れがあること。</p> <p>④ 自動車は浮力があり、津波に流されやすい危険性があること。</p> <p>ただし、災害時要援護者等、円滑な避難が非常に困難な方が居る場合、もしくは、家屋が密集しておらず、渋滞や徒歩避難者の避難の妨げとなる恐れが低いような地域である場合は、自動車利用の可能性も含め、地域の実情に応じた避難方法について検討する必要があります。</p> <p>※「津波避難ビル等に係るガイドライン」(平成17年6月内閣府作成)</p> <p>参考</p>			
(第1) 避難意識	<p>避難路、緊急避難場所を事前に確認する意識、海や川に津波を見に行かないという意識、揺れたらすぐ逃げるといった意識、ここは津波の危険があるところであるという意識などをいいます。</p>			
(第2) 津波避難計画	<p>津波避難計画には、市町村が基本施策として作成する市町村津波避難計画と、住民が自らの行動計画として作成する地域の津波避難計画があります。(市町村津波避難計画の作成は、市町村の事務ですので、県条例に規定しません。)</p> <p>津波避難計画の作成の流れは、まず、市町村は、市町村ごとの具体的な津波予測に対応した、避難対象区域や津波到達時間、緊急避難場所や避難路等を検討し、住民に明示します。</p> <p>住民は、明示された緊急避難場所や避難路等を前提とした避難行動の検討や検証、危険な箇所の把握などを行うほか、住民一人一人の役割や災害時要援護者対策など地域ぐるみの支援体制、自主防災組織その他と</p>			

	<p>の連携など、一体的に検討し、「自助、共助」を基本とした地域の津波防災計画づくりをします。</p> <p>その後、この地域の津波防災計画に盛り込まれた内容をもとに、地域の実状や課題を踏まえて市町村津波避難計画を作成します。作成後は、避難訓練や防災施設の整備などを行い、適宜見直しや充実を図られます。※「市町村津波避難計画の策定指針」（平成 17 年 9 月高知県作成）参考</p>
<p>（第 3） 津波避難訓練の実施等 （津波浸水予想区域の事業者の訓練について）</p>	<p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H 15. 7. 25 施行）により、1メートル以上の津波浸水が想定される地域に存する事業者には「対策計画」の作成が義務づけられています。対策計画には、津波避難訓練を実施することが記載されますが、津波による犠牲者をより少なくするために、この条例では、同法で義務づけられた事業者以外の事業者も、地域の自主防災組織との連携を図りながら、広く津波避難訓練が行われる必要があると考え、これらの事項を努力義務として記載しています。</p>
<p>（第 4） 津波浸水予想区域を示す標識、緊急避難場所の標識とそこに誘導する標識</p>	<p>消防庁から「津波避難場所」「津波避難ビル」「津波注意」の 3 種類の津波に関する標準的図記号の様式が平成 17 年 3 月 31 日に出されました。なお、高知県では、すでに平成 12 年度に「津波防災サイン基本計画」を作成し、少なくとも 800 箇所以上の高知県オリジナルサインが県内各所に設置されています。</p>
<p>（第 5） 緊急避難場所の確保</p>	<p>津波からの避難は、近くの高台に逃げることを基本としています。住民の方などが迅速に避難できるよう、県や市町村などでは、地域の実情に応じて、各種の事業を活用しながら、避難路や緊急避難場所などを整備しています。しかし、津波が到達するまでに、高台などの安全な場所に避難することが困難な地域があり、こうした地域では、既存のビルを活用した津波避難ビルやその他駅舎なども活用するなど、津波から緊急に避難できる場所を確保する必要があります。</p> <p>実際の指定は、市町村が行います。市町村では、地域の津波避難計画等をもとに住民の声を反映した形で、国の「津波避難ビル等に係るガイドライン」で定める耐震性や津波に対する構造安全性等についての要件にあう人工構造物について、所有者と協定を結び、指定する仕組みになっています。たとえば、<u>施設・備品が破損したときは市町村が負担することを基本とすること、避難時に事故等が発生しても所有者が責任を負うものではないことなどの項目が、協定の内容となってきます。主に昭和 56 年 6 月 1 日以後の耐震基準によって建築された建築物又は耐震診断によって耐震性が確保されている建築物であって、鉄筋や鉄骨鉄筋コ</u></p>



	<p>ンクリート造りの3階建以上の建築物が指定されます。</p> <p>津波避難ビル等の指定を進めるためには、所有者の理解や協力が不可欠となります。指定された場合は、住民の方は、津波避難ビル等の場所や避難に要する時間、利用の方法などをあらかじめ確認しておく必要があります。</p>
(第6) りっ 陸こう	<p>海側にある漁港、港湾、海浜等を利用するために、車や人の通行が可能なように堤防等に設けた門扉のことです。</p>
(第6) 水門扉を下げ る	<p>津波は河川を遡り、浸水エリアを広げます。そこで、浸入口を狭めるため、強い揺れを感じたら、自動閉鎖する施設整備がされている水門もありますが、まだ数がすくなく費用もかかるため、船舶の航行や水の流下能力に支障のない範囲までの水門扉を常時下げておくなどの管理方法が広められています。</p>

#### ◆ 第4章

用語	説明文
(第1) 電流制限器 (ブレーカ ー)により電 流を遮断する	<p>阪神・淡路大震災に伴う火災の発火源については約半数が不明ですが、判明している139件のうちでは「電気による発熱体」が85件と最も多く、また「ガス油類を燃料とする道具」が24件とそれに続いており、現代都市型生活の進んだ今日、電気に関係した火災に注意する必要があります。</p> <p>電気製品からの発火や漏電による火災、通電が再開された後に起こる火災を防ぐために各家庭や事業所等でブレーカーを落とす必要があります。</p>

#### ◆ 第5章

用語	説明文
(第1) かどうへい 河道閉そく	<p>地震による大規模な土砂崩れで河川がせき止められ、上流の地域が水没する危険があります。また、この堰が耐えられなくなると、せき止められた水や土砂が混濁し、土石流として一気に下流を襲う危険があります。川の様子がいつもと違う（例えば、河川が急に濁る、水位の異常があるなど）時は、前兆現象として注意する必要があります。</p>
(第1) 地盤沈下	<p>南海地震の度に、高知県では隆起や沈降といった地盤変動が起こることが知られています。特に、高知市の標高の低い地域では、地盤沈下による海水の流入によって、長期に浸水が続く可能性があります。</p>
(第1) ため池の決壊	<p>高知県では谷池型のため池が多く、脆弱なため池の堤の決壊により、土石混じりの水が下流を襲う危険があります。</p>

◆ 第6章

用語	説明文
<p>(第1) トリアージ</p>	<p>南海地震などの大規模災害時には、非常に多くの負傷者が発生します。一方、負傷者の治療を行う病院自体も、被害を受けたり電気や水などのライフラインの断絶等により、円滑な治療を妨げられることとなります。そのため、負傷者の状況によって、より助ける必要度の高い方から治療することが求められます。</p> <p>具体的には、<u>救急隊員（救急救命士を含む。）、医師、看護師等が、負傷者の症状に対し、以下の4段階に区分、負傷者の氏名や負傷状況、区分等を記載したトリアージタグを付けます。トリアージ後は、それぞれの症状に応じて対応されます。</u></p> <p>(1)「最優先治療群」 生命を救うため、ただちに処置を必要とする場合で、第一順位で治療されます。</p> <p>(2)「待機的治療群」 多少治療の時間が遅れても、生命に危険がなく、脈拍や呼吸などが安定している場合で、第二順位で治療されます。</p> <p>(3)「保留群」 (1)(2)以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない場合で、第三順位で治療されます。</p> <p>(4)「死亡群」 既に死亡しているか、明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性がない場合で、第四順位となります。</p> <p>トリアージは負傷者一人当たり60秒以内で行われ、また優先順位が低く判定された場合でも、負傷者本人にとっては痛みや不便さに耐える必要があるなど、トリアージの実施にあたっては負傷者本人やその家族の理解が欠かせません。</p>
<p>(第3) 緊急輸送</p>	<p>阪神大震災時には、道路自体が被害を受けたことに加え、JRや私鉄がほぼ全面不通になったことに伴うマイカー利用の増大と、救援物資の搬入や安否確認のための車両の被災地外からの大量流入などによって、幹線道路に車が集中し、地震発生後から数ヶ月に渡って慢性的な交通渋滞が発生しました。そのため、消防車や救急車などの緊急車両等の通行を大幅に妨げ、神戸市の避難所への緊急物資配送にかかる時間が3~6倍にもなったと言われています。</p> <p>また、県民意識調査では、地震直後に避難する時に車を使うという高知県民は11.9%存在します。</p> <p>このことから、高知県においても南海地震発生時に交通渋滞が起こればと考えられ、災害時の緊急輸送を確保することが求められています。</p>

	<p>高知県では、平成8年度に「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画書」を作成し、第1次緊急輸送道路ネットワーク(広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路や、県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を連絡する道路)、第2次緊急輸送道路ネットワーク(市町村役場や警察等の救援拠点、病院等の医療拠点などと第1次緊急輸送道路を結ぶ道路)を指定し、また、災害発生時には、災害対策基本法に基づき都道府県公安委員会が道路の区間を指定して、決められた緊急通行車両以外の通行を禁止し、緊急輸送を確保します(災害対策基本法第76条。そのほか道路交通法や道路法に基づく交通規制もあります)。</p>
--	--

◆ 第7章

用語	説明文
<p>(第2・第3) 骨子案における「ボランティア」と「専門ボランティア」の違い</p>	<p>阪神大震災においても、避難所の運営や救援物資への対応、後片付けなど様々な分野においてボランティアの方が活躍しました。この骨子案では、被災建築物応急危険度判定士や山地防災ヘルパーなど、専門の技術や資格が必要で、かつ、県や市町村の実施する応急復旧において直接役割を担うボランティアの方々を「専門ボランティア」とし、それ以外の一般のボランティアの方と分けて定義しています。</p> <p>一般のボランティアの方には、善意と自主性に基づいた行動であることから責務や役割の規定がなじまないため、支援のみの規定としています。また、極力行政が直接関与しない方が、ボランティア活動の長所である機動性や多彩さを生かすことができると考えることから、災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティア活動の支援を行う社会福祉協議会やNPOなどを支援すると規定しています。</p> <p>一方、専門ボランティアにおいては、県などが事前に研修・登録を行い、地震発生時には県などから専門ボランティアに依頼を行い、承諾を得た方が市町村の設置する実施本部の指示により活動するといった形が一般的です。</p>

◆ 第9章

用語	説明文
<p>(第1) 県民の備え</p>	<p>県民の備えの現状については、県民意識調査の結果によると次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造住宅の専門家による診断の実施率 4.7%</li> <li>・ ブロック塀、石塀、門柱などがある住宅は 59.5%、うち安全性を点検していないのは 93.4%</li> <li>・ 家具固定を、全くしていないのは 71.1%、一部のみ固定しているのは 17.6%</li> <li>・ ガラスへの飛散防止対策率 1.4%のみ</li> <li>・ 消火器の設置率 32.4%</li> <li>・ 非常持ち出し品の準備率 35.7%、ただし津波浸水予想区域では 18.6%</li> <li>・ 食料品の備え率 27.6%、飲料水の備え率 33.9% (津波浸水予想区域で、家族が3日間食べていける水・食料が常にある率は 17.9%)</li> <li>・ 救急医薬品や常備薬の保持率 21.2%</li> <li>・ 生活必需品 (例 ちり紙、タオル、石鹼等 26.8%、毛布 12.8%)</li> <li>・ 緊急避難場所や避難所の確認率 38.3%、ただし津波浸水予想区域では 52.1%</li> <li>・ 家族間の連絡方法等の確認 13.0% (津波浸水予想区域で 12.9%)、待ち合わせ場所の決定 12.1% (津波浸水予想区域で 14.7%)</li> </ul>
<p>(第1) 非常持ち出し品</p>	<p>避難するときに持ち出すものをいい、備蓄品と区別しています。非常持ち出し品は、地震が起こったとき、できるだけ身軽に避難できるようにするため重くならないようにし、避難に必要な物品や貴重品を入れておく必要があります。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眼鏡、補聴器、入れ歯、服用中の薬</li> <li>・ ヘルメット、防災頭巾、運動靴</li> <li>・ 懐中電灯、携帯ラジオ、予備の電池</li> <li>・ 現金 (小銭も入れておく。)、貴重品</li> </ul>

<p>(第2) 事業継続計画</p>	<p>(「BCP」: Business Continuity Plan の略): 災害時に重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断された場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う競合他社への顧客流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略のことをいいます。<u>具体的には、バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などが典型です。</u></p> <p>高知県の事業者の備えについては、平成17年度に従業員50名以上の製造業131社を対象として行ったアンケートによると、防災に対する取組を公表している企業の割合は8.8%、事業継続計画を作成している割合は7.5%でした。</p>
<p>(第5) 災害時要援護者</p>	<p>第1章の定義に「高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、地震が発生したときに特別な援護を必要とする者」と書いてあるとおり、<u>障害があつたり、高齢だからといって、それらの方が全員が災害時要援護者となるわけではありません。「地震が発生したときに特別な援護を必要とする者」とは、具体的にいうと下記のような場合が考えられます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>要介護状態である方、体が不自由な方などの地震発生時に自力での移動(特に避難行動)が困難な方</u></li> <li>(2) <u>視覚や聴覚の障害のある方、日本語の聞き取りや読み取りができない方などの地震発生時の状況の把握や津波からの避難に必要な情報の取得が困難な方</u></li> <li>(3) <u>障害により言葉が不自由な方、日本語を話すことや書くことができない方などの地震発生時に助けを求めるなどの情報の発信が困難な方</u></li> <li>(4) <u>幼児、精神障害のある方などの地震発生時に適切な判断をし行動することが困難な方</u></li> <li>(5) <u>人工透析や在宅酸素療法を必要とする方などの生命を維持するために薬剤の使用や医療処置を常に必要としている方</u></li> </ol> <p>また、災害時要援護者に支援が必要なのは地震発生直後の避難する時だけでなく、その後の避難所や応急仮設住宅での避難生活や、逆に地震発生前の備えを行う時点でも、それぞれ支援が必要となります。<u>例えば、災害時要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制が整備された避難所(福祉避難所)の確保や、バリアフリー化された応急仮設住宅の確保等が支援として必要となります。これらの支援を行う際には、地域のどこに支援が必要な方がいるか、またどのような支援が必要か、ということを把握することが必要となり、色々な方法で把握するための取組が行われています。</u></p>

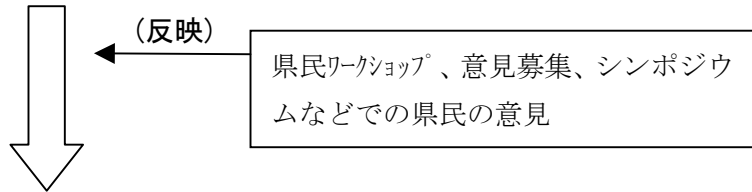
## 8 骨子案の索引

	記載している箇所
ご家庭に関係するところ	第1章第4 第2章 第3章第1及び第2 第4章 第5章第1 第6章第1の2及び第3の2 第7章第1の2 第8章第1の3 第9章第1、第4及び第9
津波浸水想定区域の方に関係するところ	第1章第2 第2章 第3章
災害時要援護者とそのご家族に関係するところ	うえのご家庭に関するところに加えて 第1章第2 第9章第5、第6及び第7
事業者に関係するところ	第1章第5 第2章第1から第3まで、第4の3 第3章第1の4、第2の2、第3の3及び第5の2 第4章 第5章第2 第8章第1 第9章第2、第4及び第7
学校関係者に関係するところ	うえの事業者に関係するところに加えて 第1章第2 第9章第10
自主防災組織に関係するところ	第1章第2 第3章第2、第3及び第5 第4章第3 第6章第2 第9章第3、第4、第6

## 9 これまでの検討状況とこれからの予定

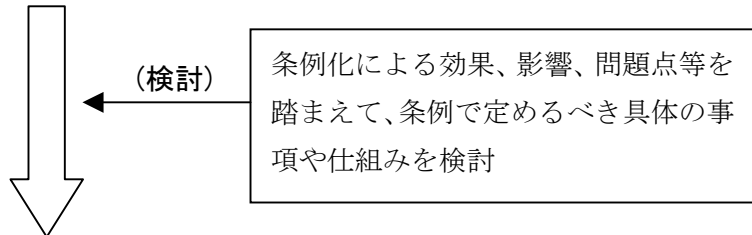
### (1) 県民とともに作るプロセスとこれからの予定

平成18年6月～11月 条例に盛り込むべきテーマと内容の検討



平成18年11月～

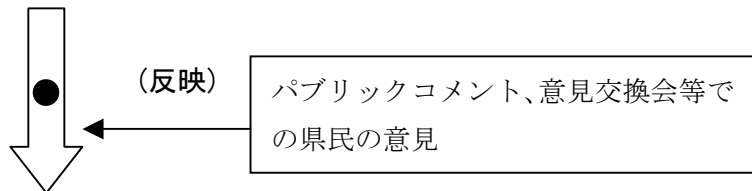
条例に盛り込む項目とその方向の検討、整理



平成19年1月頃～

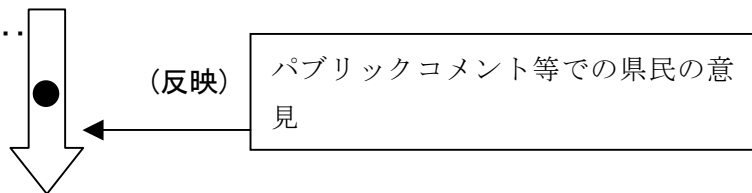
条例の骨子案の検討とまとめの作業

平成19年6月……公表



条例案の検討とまとめの作業

平成19年10月末(予定) ……公表



条例案の作成

法令審査や南海地震対策推進本部を経て

平成20年2月議会への提案を予定

#### ◇南海地震条例づくりの進捗(これまでの経過については参考資料2)

- ・ 高知県危機管理部地震・防災課のホームページで、条例づくりの進み具合をご覧になれます。ホームページアドレス：<http://www.pref.kochi.jp/~jisinbousai/index.html>
- ・ 次の場所にある「南海地震情報コーナー」で、南海地震条例づくりの検討資料をご覧になれます。(高知県庁1階県民室、県立図書館、安芸総合庁舎、伊野合同庁舎、須崎総合庁舎、幡多総合庁舎、各市町村役場)

## (2) 高知県南海地震条例づくり検討会の設置

### ア 設置目的

南海地震から県民の生命、身体（心を含む。）及び財産を守るための条例（ここでは「南海地震条例」といいます。）の制定に向けて、県民参加型で実効性のある南海地震条例づくりを行うことを目的としています。

### イ 任務

高知県南海地震条例づくり検討会（以下「検討会」といいます。）は、県民からの南海地震条例に対する意見を尊重しながら、次に掲げる業務を行い、知事への報告をもって任務を完了とします。

- （ア） 県民からの意見を南海地震条例づくりに反映させるための仕組みに関すること。
- （イ） 南海地震条例の骨子案の作成に関すること。
- （ウ） 南海地震条例案の作成に関すること。
- （エ） そのほか、南海地震条例の制定に関して必要な事項に関すること。

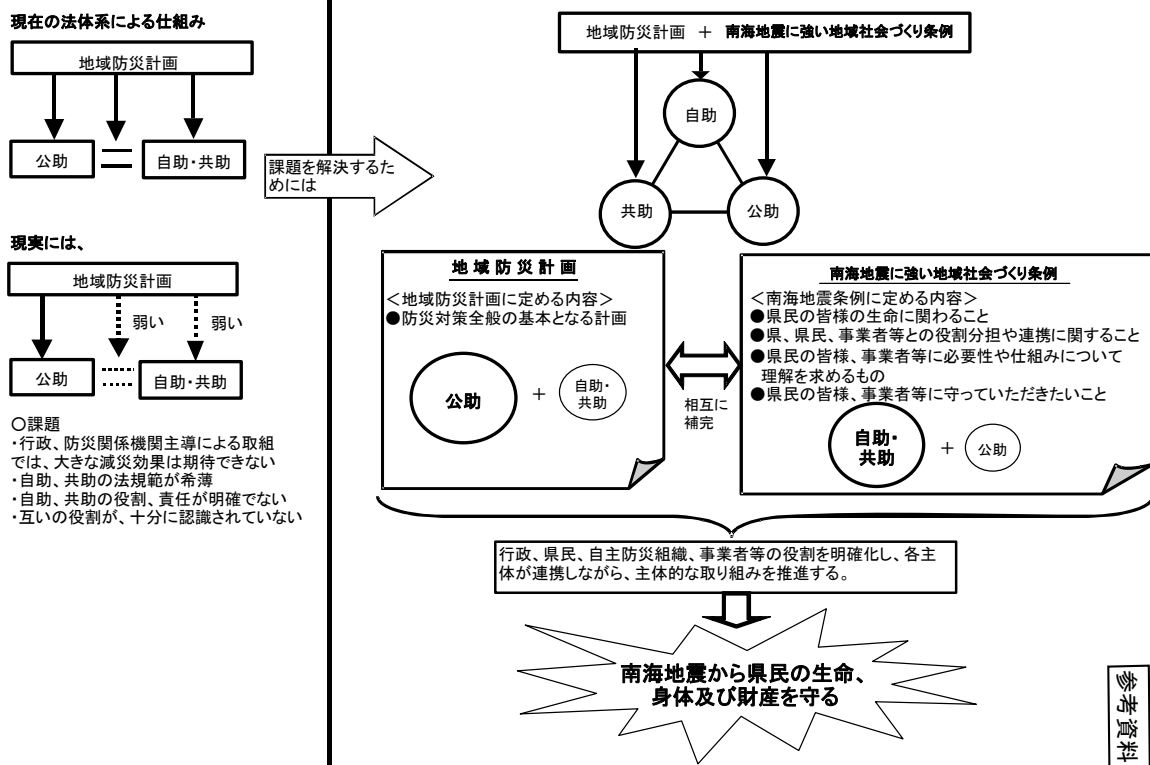
### ウ 委員（計12名）

- ・ 会長：岡村真（高知大学理学部災害科学講座 教授）
- ・ 副会長：青木宏治（高知大学人文学部社会経済学科 教授）
- ・ 副会長：上田瀧雄（公募委員）
- ・ 委員：小野政子（高知市消防団 団本部 分団長）
- ・ 委員：武市幸子（はぴまちステーション はりまや楽舎 相談支援員）
- ・ 委員：土居清彦（日本赤十字社高知県支部 事務局次長兼事業推進課長）
- ・ 委員：半田雅典（社会福祉法人高知県社会福祉協議会 高知県ボランティアNPOセンターチーフ）
- ・ 委員：久松朋水（高知商工会議所工業部会部会長）
- ・ 委員：細川しづ子（元・高知県小中学校PTA連合会母親委員長）
- ・ 委員：多賀谷宏三（公募委員）
- ・ 委員：西坂未来（公募委員）
- ・ 委員：藤原亨（公募委員）



10 参考資料 1

南海地震対策における条例の位置付けについて



## 参考資料2 条例づくりのこれまでの経過

時期	出来事
平成 17 年 3 月から	高知県南海地震対策推進本部に「地震条例の策定手法の検討」チームが設置され、県民とともに作るプロセス等を検討し、同本部に報告した。
平成 18 年 2 月 6 日	高知県南海地震対策推進本部で「南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み（平成 18 年度版）」の取り組むべき課題として、地震条例の制定が位置づけられた。
平成 18 年 4 月 1 日～	意見提出用紙による県民からの意見募集の開始
平成 18 年 4 月 3 日～24 日	「南海地震条例づくり検討会」の公募委員募集
平成 18 年 4 月 20 日	庁内調整のため、各部局に南海地震条例づくり推進員を置く。
平成 18 年 5 月 22 日	第 1 回南海地震条例づくり検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海地震条例の作成のねらいについて</li> <li>・全体スケジュールについて</li> <li>・県民からの意見を条例に反映する仕組みについて</li> </ul>
平成 18 年 6 月 22 日	第 2 回南海地震条例づくり検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップについて</li> <li>・南海地震対策における条例の位置づけについて</li> <li>・条例に盛り込むべきテーマと検討方法について</li> </ul>

平成 18 年 7 月 11 日から 10 月 1 日まで	南海地震条例づくりワークショップの開催 県内 10 会場（高知市、室戸市、南国市、香美市、須崎市、佐川町、四万十市、宿毛市、安芸市、本山町）403 名の参加
平成 18 年 7 月 24 日	第 3 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・南海地震対策における条例の位置づけについて（地域防災計画との関係において） ・条例に盛り込むテーマ（地震発生時）についての検討
平成 18 年 8 月 21 日	第 4 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・条例に盛り込むテーマ（応急・復旧期）についての検討
平成 18 年 9 月 12 日	第 5 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・条例に盛り込むテーマ（応急・復旧期～事前の備え段階）についての検討
平成 18 年 10 月 24 日	第 6 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・条例に盛り込むテーマ（事前の備え段階～復興期）についての検討
平成 18 年 11 月 13 日	第 7 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・ワークショップについての報告 ・条例に盛り込む項目とその方向の検討・整理
平成 18 年 11 月 26 日	高知県南海地震条例づくりシンポジウムの開催 高知県立県民文化ホール（オレンジホール）
平成 19 年 1 月 16 日	第 8 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・条例に盛り込む項目とその方向（たたき台） ・骨子案の検討（骨子の体系、条例の性格等、条例の趣旨・基本理念等、骨子案での言葉の使い方、骨子案文）
平成 19 年 2 月 16 日	第 9 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・骨子案の検討（骨子案文、条例の趣旨・基本理念・責務）
平成 19 年 4 月 17 日	第 10 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・骨子案の検討（骨子案文、条例の趣旨・基本理念・責務、骨子案の体系）
平成 19 年 5 月 8 日	第 11 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・骨子案の検討（骨子案文、条例の趣旨・基本理念・責務、条例の題名）
平成 19 年 5 月 28 日	第 12 回南海地震条例づくり検討会の開催 ・骨子案のまとめ

## 11 パブリックコメント手続について

○条例の骨子案の配付・供覧方法

地震・防災課ホームページ <http://www.pref.kochi.jp/~jisinbousai/>

県庁地震・防災課又は県民室でもお渡ししています。

(※土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 30 分まで)

※郵送をご希望の方は、地震・防災課までご連絡ください。

また、骨子案説明会でも会場で配付します。

○ご意見の提出方法

**募集期間**：6 月 1 8 日から 7 月 3 1 日まで

**提出方法**：骨子案（8 ページから 31 ページまで）へのご意見は文書で、郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参のいずれかで提出してください。ただし、説明会では口頭でご意見をいただくことができます。

### 留意事項

- ・住所、氏名、電話番号を記載してください。なお、これらは、必要に応じて当方から問い合わせをさせていただく際に使用し、他の目的に利用することはありません。
- ・表題に「南海地震条例の骨子案に対する意見」と記入してください。
- ・ご意見は、①骨子案において関連する箇所はどこか ②追加、削除又は修正すべき具体的な方法など ③その理由 をご記載ください。
- ・単に賛成、反対のみを表明するもの、抽象的すぎるもの、趣旨が不明なものはご意見として取扱いできない場合があります。
- ・電子メールで提出する際に、ファイルを添付するときは、テキストファイル又はマイク

ロソフト社WORDファイルの形式にしてください。

○ご意見の取扱い

- ・ ご意見をいただいた方の個人情報は、高知県個人情報保護条例に基づき厳正に取り扱います。
- ・ ご意見の概要と、骨子案へのご意見の反映状況について、地震・防災課のホームページで公表します（個人情報を除く。）。

○ ご意見の送付及び問い合わせ

郵便番号 780-8570（住所不要）  
高知県庁 地震・防災課  
電話番号 088-823-9798  
ファクシミリ番号 088-823-9253  
電子メール： 010201@ken.pref.kochi.lg.jp  
URL： <http://www.pref.kochi.jp/~jisinbousai>

- また、併せて骨子案の説明会を開催します。どなたでも自由に参加できます。事前の申込みは必要ありません。

**説明会開催日程**

	開催場所	開催日時
1	土佐清水市社会福祉センター 大会議室	6月30日（土）午後2時から午後4時まで
2	黒潮町ふるさと総合センター 会議室	7月7日（土）午後1時から午後3時まで
3	四万十農協会館2階中会議室 （四万十町）	7月7日（土）午後7時から午後9時まで
4	須崎市立市民文化会館大会議 室	7月8日（日）午後2時から午後4時まで
5	いの町総合保健福祉センター （すこやかセンター伊野） 大会議室・中会議室1	7月10日（火）午後7時から午後9時まで
6	高知共済会館金鷄	7月11日（水）午後7時から午後9時まで
7	室戸市保健福祉センターやす らぎ きらきらひろば	7月12日（木）午後7時から午後9時まで
8	本山町プラチナセンターふれ あいホール1・2・3	7月16日（月）午後2時から午後4時まで
9	<u>のいちふれあいセンター</u> （香南 市立中央公民館）	7月17日（火）午後7時から午後9時まで

	第1・第2研修室	
10	安芸市立安芸市民会館 2階4号室・5号室	7月18日(水)午後7時から午後9時まで

**別記様式**

南海地震条例の骨子案への意見提出用紙

ご意見提出者

氏名	
住所	〒
電話番号	( ) -

※

骨子案で <u>関連</u> する箇所	追加、削除又は修正の <u>方法</u>	その理由
------------------------	----------------------	------

第〇章第〇		
-------	--	--

※

その他
-----

説明会の開催場所・日時

	開催場所	開催日時
1	土佐清水市社会福祉センター 大会議室	6月30日(土) 午後2時から午後4時まで
2	黒潮町ふるさと総合センター 会議室	7月7日(土) 午後1時から午後3時まで
3	四万十農協会館2階中会議室 (四万十町)	7月7日(土) 午後7時から午後9時まで
4	須崎市立市民文化会館大会議室	7月8日(日) 午後2時から午後4時まで
5	いの町総合保健福祉センター(すこやかセンタ	7月10日(火)

	一伊野) 大会議室・中会議室 1	午後 7 時から午後 9 時まで
6	高知共済会館金鷄	7 月 11 日 (水) 午後 7 時から午後 9 時まで
7	室戸市保健福祉センターやすらぎ きらきらひろば	7 月 12 日 (木) 午後 7 時から午後 9 時まで
8	本山町プラチナセンターふれあいホール 1・2・3	7 月 16 日 (月) 午後 2 時から午後 4 時まで
9	のいちふれあいセンター(香南市立中央公民館) 第 1・第 2 研修室	7 月 17 日 (火) 午後 7 時から午後 9 時まで
10	安芸市立安芸市民会館 2 階 4 号室・5 号室	7 月 18 日 (水) 午後 7 時から午後 9 時まで



ゆうどうくん

©やなせたかし

#### <問い合わせ>

郵便番号 780-8570 (住所不要)

高知県庁 地震・防災課

電話番号 088-823-9798

ファクシミリ番号 088-823-9253

電子メール: 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

URL: <http://www.pref.kochi.jp/~jisinbousai>